

平成23年10月1日より「求職者支援制度」がスタートします

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」の公布（平成23年5月）に伴い、本年10月1日から「求職者支援制度」がスタートします。求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない失業者の方に対し、無料の職業訓練（求職者支援訓練）を実施し、本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに、ハローワークにおいて強力な就職支援を実施することにより、安定した「就職」を実現するための制度です。

「求職者支援制度」のベースになる「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（求職者支援法）」の目的や内容等については、「センター月報8月号」のトピックスに掲載しました。今月は、今般明らかにされた「求職者支援制度」の具体的な内容等について掲載します。

1. 求職者支援制度の創設の経緯

雇用保険を受給できない非正規労働者などに対し、職業訓練を行い、訓練期間中の給付金を支給する「緊急人材育成支援事業」が、現在、雇用におけるセーフティネットとして機能していますが、9月末をもって終了します。そのため、10月1日から、恒久的な制度として雇用保険の枠組みを利用した「求職者支援制度」がスタートします。求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間を埋める制度として期待されています。

2. 求職者支援制度とは

求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない失業者^(※1)に対し、

- ①無料の職業訓練（求職者支援訓練）を実施し、
- ②本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに、
- ③ハローワークにおいて強力な就職支援を実施することにより、

安定した「就職」を実現するための制度です。

- (※1) 雇用保険の適用がなかった者、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった者、雇用保険の受給が終了した者、学卒未就職者や自営廃業者等

求職者支援制度は、現在行われている緊急人材育成支援事業を踏まえて恒久制度化されるものですが、あくまで「新制度」として実施されます。

3. 求職者支援制度の流れ

- ①「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できる。
⇒受講料は無料、テキスト代等は自己負担
- ②訓練期間中および訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行う。
⇒「就職支援計画」に基づき、ハローワークでの定期的な職業相談をはじめとした求職活動を手伝う。
- ③一定の要件を満たす者に「職業訓練受講給付金」を支給する。
⇒訓練期間中、安心して訓練を受けるための給付以上のことを行って、職業訓練によるスキルアップを図り早期の就職を目指します。
なお、平成23年10月1日以降に開講する訓練およびその受講者から求職者支援制度の対象となります。

4. 制度対象者

雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給が終了した者、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない者、自営廃業者、学卒未就職者など。

5. 職業訓練受講給付金

ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する者が、一定の要件を満たす場合に支給されます（原則として最長1年）。

①支給額

職業訓練受講手当…月額 10 万円

通所手当…通所経路に応じた所定の額

②支給対象者

以下の 1～9 の要件すべてに該当する者

1	雇用保険被保険者でない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者
2	本人収入が月 8 万円以下の者
3	世帯 ^(※1) 全体の収入が月 25 万円以下（年 300 万円以下）の者
4	世帯 ^(※1) 全体の金融資産が 300 万円以下の者
5	現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者
6	すべての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は 8 割以上の出席）
7	訓練期間中から訓練終了後まで、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者
8	同世帯 ^(※1) の者で、同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者
9	既にこの給付金を受給したことがある ^(※2) 場合は、前回の受給から 6 年以上経過している者 ^(※3)

(※1) 同居または生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当

(※2) 緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しない。

(※3) 基礎コースに続けて公共職業訓練を受ける場合は、6 年以内でも対象となることもある。

◆注意事項◆

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う者のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

◆求職者支援資金融資のご案内◆

- 職業訓練受講給付金を受講できる者で、職業訓練受講給付金だけでは生活費が不足する者は、希望に応じて、労働金庫の貸付制度を利用することができます（融資金は返済が必要で、返済の免除はありません）。
- 貸付の上限額は、同居または生計を一にする別居の配偶者等がいる者は月 10 万円、それ以外の者は 5 万円。

* 詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

* 厚生労働省の求職者支援制度のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/index.html